

千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症受入医療機関の回復後患者の他院への転院を進め、新型コロナウイルス感染症の受入病床を確保するため、転院を受け入れた医療機関に対し、予算の範囲内において、新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金（以下「協力金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象期間)

第2条 この協力金の対象とする期間は、令和3年4月1日から令和5年5月7日までとする。ただし、令和3年7月1日から令和5年5月7日までは千葉県保健医療圏が千葉県新病床確保計画のフェーズ3以上になった場合とする。

(交付対象者)

第3条 協力金の交付の対象となる者は、千葉県新型コロナウイルス感染症病床確保計画で確保された市内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者等受入確保病床に入院しており、新型コロナウイルス感染症の回復後、引き続き入院管理が必要な患者の転院を、前条の交付対象期間内に受け入れた千葉市内の医療機関（以下「転院受入医療機関」という。）とする。

(交付額)

第4条 協力金の金額は、新型コロナウイルス感染症回復後の転院受入患者1人当たり250,000円とする。

(交付の申請)

第5条 転院受入医療機関は、協力金の交付を受けようとするときは、千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入が確認できる書類
- (2) 転院受入患者の入院期間等（予定入院期間を含む）が確認できる書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、協力金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により協力金の全部又は一部の交付を決定したときは、千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付決定通知書（様式第2号）又は、千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金一部交付決定通知書（様式第3号）により、交

付しないことと決定したときは、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（請求）

第7条 前条第2項の規定により協力金の交付の決定を受けた転院受入医療機関が協力金の支払いを受けようとするときは、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支払い）

第8条 市長は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該請求のあった日から原則として金融機関の30営業日に該当する日までに、当該請求者に対し口座振込により協力金を支払うものとする。

（交付の決定の取消し）

第9条 市長は、転院受入医療機関が偽りその他不正の行為により協力金の交付の決定を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に支払いを受けた協力金があるときは、当該協力金の全部又は一部を返還させることができる。

（関係部署との連携）

第10条 市長は、協力金の交付を適正に行うために必要な事項について、関係部署に情報の提供を求めることができる。

（申請書類の省略）

第11条 市長は、第5条第1号及び第2号に定める書類により証明すべき事実について、前条の規定による関係部署からの情報の提供により確認することができるときは、当該書類の提出を省略して同条の申請を受けることができる。

（交付台帳）

第12条 市長は、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付台帳（様式第6号）を作成して、協力金の交付の状況について記録するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地

〒

氏名（法人の場合は名称、代表者職氏名）

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人が署名しない場合は記名押印してください。

千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱第5条の規定により、次のとおり千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金の交付を申請します。

新型コロナウイルス感染症 回復後患者転院受入を行った 医療機関の名称	医療機関名：
所在地	〒 電話番号 () FAX ()
転院患者受入人数	人
交付申請額	金 円
担当者名 電話番号・メールアドレス	
添付書類	(1) 新型コロナウイルス感染症回復後患者の転院受入が確認できる書類 (新型コロナウイルス感染症から回復した患者である旨を記載した診療報酬明細書等) (2) 転院受入患者の入院期間等が確認できる書類

様式第2号（第6条第2項関係）

千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで交付の申請のあった千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金について、次のとおり交付を決定したので、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

受付番号	号	交付対象となる医療機関	
交付決定額		金	円
注意事項	偽りその他不正の行為により協力金の交付の決定や支払いを受けたときは、返還いただくことがあります。		

(教示)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第6条第2項関係）

千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金一部交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで交付の申請のあった千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金について、一部を次のとおり交付を決定したので、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

受付番号	号	交付対象となる医療機関	
交付申請額		金	円
交付決定額		金	円
不交付決定額		金	円
不交付理由			
注意事項	偽りその他不正の行為により協力金の交付の決定や支払いを受けたときは、返還いただくことがあります。		

(教示)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号（第6条第2項関係）

千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで交付の申請のあった千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金について、不交付と決定したので、千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

受付番号	号	不交付となる医療機関	
不交付の理由			
備考			

（教示）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第7条関係）

千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金請求書

年 月 日

（あて先）千葉市長

請求者 住所又は所在地
〒
氏名（法人の場合は名称、代表者職氏名）

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人が署名しない場合は記名押印してください。

年 月 日付けで交付の決定のあった千葉市新型コロナウイルス感染症回復後
転院受入協力金について、千葉市新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付要綱第
7条の規定により、次のとおり請求します。

交付対象となる医療機関		
請求額		金 額 円
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	

様式第6号（第12条関係）

千葉県新型コロナウイルス感染症回復後転院受入協力金交付台帳

（受入対象期間 年 月 ～ 年 月）

受付 番号	申請者	交付対象と なる医療機 関	申請年月日	申請人数	交付額	備考
			交付決定年月日	交付決定人数		
			不交付決定年月日	不交付決定人数		
合計						